

全額損失処理を通知

A-I-J委託資産 厚年基金などに

厚労省

厚生労働省がA-I-J投資顧問に資産を委託していた厚生年金基金や確定給付企業年金に対し、委託額を全額損失として決算処理するように通知を出していたことが5日、分かった。A-I-Jと契約していた基金は2011年3月末で74基金あり、最も多いところでは資産の6割を委託していた。全額損失が確定すれば、基金の財政悪化がより深刻になる。(1面参照)

厚労省はA-I-Jへの委託額が全額なくなった場合、21基金が国から預かって運用する厚生年金で損失が出ている「代行割れ」になると試算している。A-I-J問題と関係ない31基金と合わせ52基金が代行割れになる。厚労省が財政危機と見なす指定基金は11年度で81基金あるが、さらに今回の処理で増えそうだ。

投資顧問 外部監査5割以下

A-I-J投資顧問の年金消失問題を受けて、金融庁が投資顧問業者265社を対象に行った一斉調査の結果、監査法人による外部監査を導入している外部監査を導入しているものが全体の半数以下だったことがわかった。国内に設定されている私募基金で外部監査を受けているのも、半数にとどまった。こうした実態

を踏まえ、政府は今後規制の見直しを検討する。金融庁が6日、調査概要を発表する。金融庁は運用の枠組みや顧客の勧誘手法などを基に業者を

理で増えそうだ。厚労省は損失処理後に戻ってくるお金があれば、その時点で「特別収入」に計上するように求めた。大半の基金は3月期決算で、9月ごろに決算が確定する。指定基金になると、加入者の掛け金(保険料)の引き上げや給付減額を求められる可能性がある。

絞り込み、2次調査を実施し、「第2のA-I-J」がないか点検を急ぐ。問題を起こしそうな先に対しては証券取引等監視委員会が特別検査を行う。調査によると、顧客と投資一任契約を結ぶ投資顧問のうち、外部監査を受けていたのは110社程度と半数にとどまった。ファンドごとの外部監査の導入割合では、国内籍の私募投信が約半数にとどまるのに対して、外国籍では約9割に及んだ。

金融商品取引法では、不特定多数の投資家が購入する公募ファンドに対しては外部監査は義務付

けているが、投資顧問会社そのものや私募ファンドへの監査は義務付けていない。A-I-Jは長年にわたり運用利回りなどを偽装。再発防止のためにファンドの監査を徹底すべきだとの声もある。